京都市伏見区区民活動支援事業審査会設置要綱

（設置）

第１条 伏見区区民活動支援事業について、採択事業を審議するため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第２６条に規定する委員会として、京都市伏見区区民活動支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（委員の定数）

第２条　審査会は、委員１０名以内をもって組織する。

（委員の任期）

第３条　条例第２８条第１項に規定する市長が定める期間は、２年とする。

（委員長）

第４条　審査会に委員長を置く。

２　審査会に副委員長を置くことができる。

３　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

４　委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

５　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第５条　審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、伏見区長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　審査会の議事は、席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第６条　審査会の庶務は、伏見区役所地域力推進室において行う。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（関係要綱の廃止）

２　伏見区区民活動支援事業審査会設置要綱（以下、「旧要綱」という。）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。